

2019年8月2日

東京都知事 小池 百合子 殿

2020年度東京都予算に関する要望

東京消費者団体連絡センター

代表委員

NPO 法人東京都地域婦人団体連盟 谷茂岡 正子

主婦連合会 柿本 章子

東京都地域消費者団体連絡会 西澤 澄江

新日本婦人の会東京都本部 根本 かおる

東京都生活協同組合連合会 秋山 純

大田区消費者団体連絡協議会 遠島 久美子

多摩のくらしを考えるコンシューマーズ

・ネットワーク 五十嵐ちづ子

事務局長 小浦 道子

日頃より消費者団体の活動にご理解とご協力を頂き、お礼申し上げます。

東京都におかれましては、都民の消費生活の安定と向上のために、消費者行政を始めとして、さまざまな分野での施策を積極的に展開・推進され、ご尽力されていますことに敬意を表します。

今年度も東京都消費生活基本計画に基づき悪質事業者の取締りの更なる強化や高齢者を見守りネットワークの構築、「エシカル消費」の理解の促進、消費者教育の充実等、様々な施策に取り組んでいただいております。しかしながら世界的な問題になっているプラスチックのごみ問題やゲノム編集技術を利用して得られた食品の開発、消費税率の引き上げ、経済の格差拡大による貧困問題など消費者を取り巻く社会状況が大きく変化していることから、消費者のいのちと暮らしを守り、消費者の権利を確立するために活動している団体として、2020年度に取り組んでいただきたい施策について申し述べさせていただきます。

I 消費者行政の充実・強化について

1. 悪質な事業者への対応の強化をすすめてください。

(1) 東京都消費生活条例に基づく悪質事業者の取締りの更なる強化を求めます。

東京都生活文化局では、昨年4月に「情報管理班」を新たに設置し、不適正な取引行為を行う事業者の取締りを強化されています。悪質事業者通報サイトの周知を図り、都民からの情報提供を活用して次々と手口が巧妙になる特殊詐欺の取締りをより一層強化してください。

(2) 高齢者の消費者被害防止のため見守りネットワークの構築を実効的にすすめてください。

まずは、福祉部門との連携を進め設置に前向きな区市町村への支援を行い、見守りネット

ワークの構築を進めてください。2024年度までの年度ごとの設置目標を立てることが必要と考えます。

2. 成年年齢引き下げによる消費者被害防止に向けた消費者教育を確実に推進してください。

2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。内閣府が昨年秋に全国の16歳から22歳の男女3500人を対象に行った世論調査では、改正消費者契約法についての認知度は低く、消費者被害に遭うかもしれないという不安を64.3%もの人が感じています。今後、都内にある高等学校や専門学校、大学と連携し、契約に関する基本的な考え方や消費者トラブルに巻き込まれた際の相談窓口など若者の消費者被害防止に向けた消費者教育を確実に推進してください。

3. 地方公務員法及び地方自治法の一部改正にともなう区市町村の関係条例改正により、消費生活相談員の任用に支障が起きないように指導してください。

2018年12月の都議会において、関係条例の改正が行われました。東京都においては、消費生活相談員の任用に配慮されるようですが、区市町村で会計年度ごとの任用が行われることになると相談業務の質の低下が懸念されます。専門的知識と経験が必要となる消費生活相談員の雇用条件等、任用の考え方を区市町村と共有をすすめてください。

4. センターオブセンターとしての東京都消費生活総合センターの機能強化を推進してください。

- (1) どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう相談体制の質の向上のため、消費生活相談員の研修事業の継続や、一人勤務体制の消費生活相談員への研修機会の充実を図ってください。
- (2) 地方消費者行政の意義の理解促進と地域の状況にあった政策が図られるよう地方消費者行政担当職員への研修をさらに充実させてください。
- (3) 多摩消費生活センターは多摩地域の消費者・消費者団体にとって大切な活動の場となっています。また、消費者教育の拠点としての機能をさらに発揮し活性化するよう推進してください。

5. 東京都消費者月間事業の充実・発展と、消費者団体との協働や活動支援を推進してください。

- (1) 消費者意識の啓発、消費者団体相互の連携強化、消費者・事業者・行政の協働の推進のために、東京都消費者月間事業の果たしている役割は大きく、引き続きその充実と発展を推進してください。あわせて財政措置が減らされないよう対応してください。
- (2) 高齢化や財政面で課題を抱えている消費者団体が増えていますが、消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与する様々な取組を展開しています。持続可能な消費者活動を考え、消費者団体への活動支援や消費者団体との協働を進めてください。

6. 国による地方消費者行政への財政支援の継続を要請してください。

地方消費者行政強化交付金は自治体にとって使い勝手が悪く活用が進んでいません。地方消費者行政の充実・強化には地方消費者行政推進交付金と同程度の財政支援が必要です。2020年度以降も地方消費者行政予算の財政措置が継続されるよう国に対して働きかけてください。

II 食の安全・安心確保について

1. 消費者の商品選択に資する表示を推進してください。

- (1) 「機能性表示食品」も含めた健康食品については、消費者が適切な選択ができるよう、監視及び情報提供等の啓発を引き続きすすめてください。
- (2) 単位価格表示（ユニットプライス）を事業者へ指導するとともに消費者へ周知してください。単位価格表示は、東京都消費生活条例第18条でルール化されており、東京都は店舗立入調査や消費生活調査員による店舗調査を行っています。調査で明らかになった問題点は改善を確認するなど最後まで徹底した指導を行ってください。
- (3) 消費者庁は、ゲノム編集技術によって得られた食品について、開発者による届出が義務化されていないため表示することは難しいとしています。東京都では東京都食品安全条例第5条（事業者の責務）、第12条（食品表示の適正化の推進）、第18条（事業者による情報公開の促進）で消費者に分かりやすく表示することを事業者に課しています。消費者の選択に資する表示を行えるように届出制度の義務化を国・厚生労働省に要望してください。

2. 食品ロス削減対策としてフードパントリー事業の推進やフードドライブの支援を進めてください。

国では議員立法による「食品ロス削減推進法」が5月に成立しました。多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを宣言しています。東京都でも食品関連事業者の食品ロス削減の取組みを支援するとともにフードパントリー事業の推進やフードドライブの支援を進めてください。

3. 持続可能な都市農業の確保をすすめてください。

2017年度策定された東京農業振興プランでは、概ね10年後を見据えた都が目指す農業振興の方向と施策が展開されています。中でも、若者の就農を促す取組を進めてください。

III 子供や高齢者、若者など全世代への貧困対策を進めてください。

- (1) フードパントリーは、生活困窮者に食料を提供する有意義な仕組みです。生活困窮者の情報を持っている区市町村だからこそできる取組です。経済の格差が広がり、フードバンクから届く食料で助かっている家庭が多くあります。民間では把握しきれない生活困窮者へ食料を届けるためにフードドライブに取り組んでいるNPOや市民団体との連携を進めてください。
- (2) 平成28年国民健康・栄養調査の結果によると、65歳以上の高齢者の低栄養傾向の人の割合は17.8%で、およそ高齢者6人に1人が低栄養状態です。低栄養は健康へ悪影響を及ぼすとの研究もあり、国は高齢者の食の確保として地域高齢者の配食サービスに関する事業者へのガイドラインを作っており、自治体の役割にも触れています。東京都では高齢者が食を楽しみ、低栄養状態に陥らないような対策を区市町村と連携して早急に検討を進めてください。
- (3) 子ども食堂は、生活困窮者のみでなく子どもやおとなの居場所、学習支援の場にもなっています。提供している食事は、フードバンクや地域の善意による寄付によって賄われているのが実情です。東京都の支援を活用したいと思っているグループもありますが補助の申請手続きがよくわからない、煩雑すぎて手におえない等の声があります。子ども食堂を運営し

ている人たちの要望を調査し、より使いやすい仕組みを考えてください。

IV都民の安全・安心なくらしの確保と持続可能な社会づくりに向けて

1. 首都直下地震への備えや近年多発する局地的集中豪雨や台風などによる被害に対する備えをより強化するとともに、都民の防災意識の向上を図ってください。

2. スマートエネルギー都市の実現を目指した都市エネルギー施策の推進と、区市町村のスマートエネルギー化を支援し持続可能な社会づくりに向けて積極的な取組みをすすめてください。

東京都の環境基本計画で2030年に向けた温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーによる電気利用割合を高める目標などの達成のため東京都は「スマートエネルギー都市行動計画」に取り組んでいます。東京都環境基本計画の目標達成と原子力発電に依存しない持続可能な社会を実現させるために、区市町村の各役所、役場でのスマートエネルギー化が進むよう支援を検討してください。

3. プラスチック削減の対策を進めてください。

(1) プラスチックによる海洋汚染は世界的に取り組んでいくべき課題であり、国ではレジ袋の有料化が法制化される見込みです。東京都廃棄物審議会において「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について」中間答申が出されました。答申に明記された当面取組むべき対策として使い捨てプラスチックの削減を事業者、消費者と連携して推進してください。また、発生抑制対策として使い捨てプラスチック製品の削減を制度化するよう国に要望してください。

(2) 東京都で進めているエシカル消費の普及において、プラスチック製品を使わない、捨てないという消費者教育を全世代に向けて進めてください。

(3) 東京都は、昨年、マイボトルに給水できる常設の給水機と水飲み場を有楽町の東京国際フォーラムに設置しました。ペットボトルの水を購入する機会を減らし、使い捨てプラスチック削減にも有効です。今後は、給水機、水飲み場を増やし、給水機マップを作るなど都民・旅行者に広報してください。

4. 東京都の水道事業の民営化（コンセッション）はするべきではありません。

水道事業の経営基盤を強化することを目的に2018年12月の臨時国会で改正水道法が成立しました。しかしながら、水道事業の民営化を行っていた海外では、最近、民間から公営化に戻す動きが出てきています。例えば、パリでは民営化した25年間で水道料金が2倍以上になり再び公営化に戻しました。海外での失敗例を踏まえると東京都の水道事業の民営化（コンセッション）はするべきではありません。

5. 東日本大震災の復興のため、被災地・被災者・福島支援の取組みを引き続き進めてください。

東日本大震災から8年半余りになりました。都内に避難している被災者に対して自立支援の継続や、就労対策、住宅の供与期間の延長措置等を引き続き進めてください。避難者が地域の中で孤立することなく受け入れられるように区市町村と連携した施策を図ってください。

以上